札幌日本大学中高一貫ロボット部則

(名称)

第一条 この部活動は、札幌日本大学中高一貫ロボット部(以下、本部活動)と称する。

(活動拠点)

第二条 本部活動の活動場所は、北広島市虹ヶ丘5丁目7-1に置く。

(目的)

第三条 本部活動は、ロボット制作およびプログラミング、理工学に関する活動(事業)を 行うことにより、学生及び児童の技術力向上を目的とする。

(活動内容)

第四条 本部活動は前条の目的を達成するために、次の各項に該当する活動(事業)を実施する。

第一項 本部活動所属生徒に対する教育活動

第二項 地域に根差した教育活動

第三項 本部活動における技術力向上

第四項 そのほか本部活動の目的を達成するために必要な事項

(部員の資格)

第五条 この部の部員は、次の2種類とする。

- (1) 正部員は、本部活動の目的に賛同し、(本部活動での活動を希望し、)入部登録を行った者とする。
- (2) 準部員は、本部活動に正部員として登録された過去があり、本部活動内で 認められた者とする。卒業後に本部活動にかかわることができるのは準部 員のみである。

(入部)

第六条 部員として入部を希望するものは、入部届を顧問宛に必要事項を埋めて提出し、顧問団の承認を得るものとする。

(退部)

第七条 部員は、退部届を顧問に提出し任意に退部することができる。

退部した部員は名誉部員になるための最低限の資格を得ることができる。

第一項 部員が、次の各号いずれかに該当するときは、退部したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 本人が札幌日本大学中学校または札幌日本大学高等学校から卒業もし くは退学した場合。

(役員)

第八条 本部活動に次の各号に掲げる役員を置く。

顧問 1名

副顧問 2名

部長 1名

副部長 1名

相談役 1名もしくは不在

各管理課課長 1名

#### (役員の職務)

第十条 以下各号にそれぞれの役員の職務を示す。

- (1) 顧問は、本部活動内での最高責任者であり、本部活動内での重要な決定事項の最終決定者である。
- (2) 副顧問は、顧問を補佐し、顧問が不在の際は、その職務を代行する。
- (3) 部長は、本部活動内での活動を総理し、その業務を統括する。
- (4) 副部長は、部長を補佐し、副部長が不在の際は、その職務を代行する。
- (5) 相談役は、部活動内での重要事項の決定の際等での部長の補佐を行う。
- (6) 各管理課課長は、各管理課の業務を総理し、管理する。

#### (役員の選任)

第十一条 部長、副部長、相談役、各管理課課長の選任は、部員から立候補及び推薦され た者の中から前年度の運営団と顧問団において選出する。

(役員の任期)

第十二条 顧問と副顧問を除く、役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

# (役員の解任)

- 第十三条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、運営団及び顧問団の議決により、これを解任することができる。解任により空白となった役員は解任が確定した日より1週間以内に次の役員を任命しなければならない。
  - (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められた時
  - (2) そのほか解任に相当する事項が認められるとき。

(総会)

- 第十四条 本部活動の総会は、正部員を持って構成し、毎年1回開催する。ただし、必要 に応じて臨時に総会を開催することができる。
  - 第一項 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
    - (1) 会則、事業等の改廃
    - (2) 役員の選任及び解任の報告
    - (3) その他本会の運営に関し重要な事項
  - 第二項 本部活動の会議は、部長が招集する。
    - (1) 総会の議長は部長がこれに当たる
    - (2) 総会の会議は、半分以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

### (顧問団)

第十五条 顧問団は顧問、副顧問をもって構成する。

第一項 顧問団は本部活動内における重要度の高い事項の議決をする。

#### (運営団)

第十六条 運営団は、部長、副部長、相談役、各管理課課長をもって構成する。

第一項 運営団は本部活動内における予算案の策定、活動方針決定などを行う。

第二項 年に決められた回数、運営会議を行い本活動における方針を決定する。

#### (管理課)

第十七条 管理課は、管理課課長に加えて管理課課長もしくは運営団からの指示により管理課副課長に任命された任意の正部員によって構成される。

管理課は事業遂行のために各課が専門性を持ち活動を行うものである。 課は以下の各号に示されたもののみとする。

(1) 技術課

技術課は本部活動における技術力の向上を目的として専門性の高い活動を 行う。詳細は「附属規則:技術課に関する基準」を参照すること。

(2) 総務課

総務課は本部活動における備品管理、作業進捗管理、購買管理などの事務的作業を行う。詳細は「附属規則;広報課に関する基準」を参照すること。

## (3) 広報課

広報課は、本部活動における本活動の活動の周知、本活動内の教育活動などを行う。詳細は「附属規則:広報課に関する基準」を参照。

## (部則の変更)

第十七条 この部則の改正は部員がこれを発議し、総会を招集し総会出席部員の半分以上 の賛成を必要とする。

## (その他)

第十八条 この部則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 第一項 この部則以外に必要な事項は項目ごとに附属規則として定める。

## 付則

この部則は、2019年3月1日より施行する。